

2024年6月

お客さまへ

奈良中央信用金庫

『キャッシュカード支払限度額の制限』について  
(キャッシュカード窃取被害対策)

いつも奈良中央信用金庫をご利用いただきありがとうございます。

昨今、警察・銀行協会・金融庁・金融機関等の職員を騙って「カードが不正に利用されている」、「口座が犯罪に利用されている」と電話をかけてきた後、自宅に訪問し、キャッシュカードと暗証番号を窃取して、すぐに現金を引き出す「キャッシュカード窃取被害」が多発しております。

当金庫ではこうした被害を少しでも防止するための対応として、県警本部および奈良県信用金庫協会と協議した上、キャッシュカードの支払い限度額を従来の引下げに加え、下記のとおり、さらに制限を追加させていただくこととなりました。

お客さまにはご不便をおかけ致しますが、お客さまの大切なご預金をお守りするための対策でありますので、何卒、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

記

**従来のから制限**

70歳以上のお客様（個人事業主を含む）

ATM（他金融機関含む）におけるお引出し限度額（200万円）を「50万円」（1日あたり）までとします。

**今回追加する制限**

・制限内容

65歳以上のお客様（個人事業主を含む）について、当金庫以外（他信用金庫、銀行、コンビニなど）のATMでのキャッシュカードによる引き出しを、1日あたり20万円までとさせていただきます。

・対象となる口座

奈良中央信用金庫以外のATMにおいて、過去1年以上、キャッシュカードによる引き出しがない口座

※65歳以上で口座を開設した場合、当月に当金庫以外のATMでの利用が無い場合は、翌月から制限を実施

・制限開始日

2024年9月10日（火）より

・その他

お客様がキャッシュカードの利用制限の解除を希望される場合は、平日の営業時間内に当金庫窓口へお申し出ください。

(ご持参物)

通帳、キャッシュカード、お届け印、本人確認書類

以上



## お知らせ

**詐欺被害を防止するためキャッシュカードによるATMでのお引き出し※を制限させていただきます。**

奈良県内の3信用金庫は、キャッシュカードを騙し取る「キャッシュカード手交型詐欺」等が急増していることから奈良県警察と協議のうえ、下記の制限をさせていただきますこととなりました。何とぞご理解いただきますようお願い申し上げます。

**65歳以上**のお客様(個人事業主も含みます)について、お取引されている信用金庫**以外**(例えば、他の信用金庫、銀行、コンビニなど)のATMでのキャッシュカードによる**お引き出し※**を1日あたり**20万円**までとさせていただきます。

対象となる口座	お取引されている信用金庫 <b>以外</b> のATMにおいて、 <b>過去1年以上</b> 、キャッシュカードによる <b>お引き出し※</b> がない口座
制限開始日	令和6年 <b>9月10日(火)</b> より
その他	お客様がキャッシュカードの利用制限の解除を希望される場合は、平日の営業時間内に通帳・キャッシュカード・取引印鑑・本人確認書類をご持参のうえ、営業店窓口にお申し付けください。(詳しくは各信用金庫へお問い合わせください。)

※「お引き出し」にはデビットカードの利用や他金融機関のATMでの振込も含む

**奈良県信用金庫協会は、奈良県警察と連携し、“詐欺被害”の防止に努めています。**

**奈良信用金庫**

**大和信用金庫**

**奈良中央信用金庫**

**奈良県信用金庫協会**

**奈良県警察**

※詳しくは各信用金庫の窓口または渉外担当者までお問い合わせください。